令和２年度
第６回長崎地方最低賃金審議会

令和３年３月４日（木）

長崎労働局８階会議室

厚生労働省

長崎労働局労働基準部

賃金室

令和２年度
第６回長崎地方最低賃金審議会次第

日　時：令和３年３月４日（木）
午後１時３０分～
場　所：長崎労働局８階会議室

１．開　会

２．審議会会長挨拶

３．議　題

（１）令和２年度長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る専門部会報告及び答申について

（２）令和３年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について

（３）その他

令和２年度
第６回長崎地方最低賃金審議会

資　　料

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資　料　目　次

資料番号　1　長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書及び答申文書 …… 1

資料番号　2　令和３年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明 …… 5

資料番号　3　長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業 …… 7

資料番号　4　長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 …… 9

資料番号　5　長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業 …… 11

資料番号　6　長崎県の最低賃金（リーフレット）…… 13

資料番号　7　業務改善助成金のご案内（リーフレット）…… 15

資料番号　8　令和３年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表…… 17

資料番号　9　令和２年度審議会日程等（実績）について…… 21

（別冊）　長崎県の賃金事情

資料番号 1

令和 2 年10月22日

長崎地方最低賃金審議会
会 長　松本睦樹 殿

長崎地方最低賃金審議会
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長　林　徹

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和２年９月３日長崎地方最低賃金審議会において付託された長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	林　徹（部 会 長）
	松本　睦樹（部会長代理）
	三浦恵理子
労働者代表委員	川田　隆往
	桜井　健一
	山下　敬太
使用者代表委員	安達　浩平
	岩根　信弘
	宮本　憲

長崎最賃審発第１７号
令和 ２ 年１０月２２日

長崎労働局長
瀧ヶ平　仁　殿

長崎地方最低賃金審議会
会　長　松本睦樹

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和２年９月３日付け長労発基０９０３第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
　長崎県の区域

2　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1)　電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
(2)　電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
(3)　情報通信機械器具製造業
(4)　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)　１８歳未満又は６５歳以上の者
(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)　次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け又は雑役の業務
　ロ　手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務
　ハ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　８３７円

5　この最低賃金において算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生日
　法定どおり

資料番号 2

令和３年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明

産業 事項	長崎県はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	長崎県電子部品・デバイス･電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	長崎県船舶製造･修理業， 舶用機関製造業
１．申出者	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長　中川　俊紀	全日本電機･電子･情報関連産業労働組合連合会　長崎地域協議会 議長　川田　隆往	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長　中川　俊紀
２．意向表明日	令和３年２月１日	令和３年２月１日	令和３年２月１日
３．申出内容・理由等	長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の船舶製造・修理業，舶用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造･修理業、舶用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている。
４．申出の時期	令和３年７月上旬	令和３年７月上旬	令和３年７月上旬

※産業別３業種の最低賃金の適用労働者数等

	令和２年度	前年度
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 ……	６，７４３名（103 事業場）	６，６１４名（107 事業場）
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	６，７１７名（ 64 事業所）	６，６６３名（ 65 事業所）
長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金 ……	７，７０４名（205 事業所）	７，８９４名（212 事業所）

（平成２８年センサス情報をもとに、ＴＳＲ情報令和２年１１月号、令和２年度実施の最低賃金基礎調査により把握した事業場廃止情報を修正し、令和２年１２月１８日に作成・報告した。）

資料番号 3

令和３年２月１日

長崎労働局長
　瀧ケ平　仁　様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

[redacted]

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

[redacted]

委員長　中川　俊紀 [redacted]

（長崎県長崎市水の浦町１－１　℡095-828-7403）

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

１　特定最低賃金改定の件名
　長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業

２　申出の理由等
　長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている。

３　申出の時期
　令和３年７月上旬

長崎労働局
3. 2. -1
受付

資料番号 4

令和３年２月１日

長崎労働局長
　瀧ヶ平　仁　殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

全日本電機・電子・情報関連産業労働組[redacted]
長崎地域協議会　議長　川田　[redacted]
（長崎市丸尾町６－１４　TEL095-862-[redacted]

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

１．特定最低賃金改定の件名
　長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

２．申出の理由等
　長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている。

３．申出の時期
　令和３年７月上旬

以上

長崎労働局
3.2.-1
受付

資料番号 5

令和３年２月１日

長崎労働局長
瀧ケ平　仁　様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

[redacted]
日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部
[redacted]
委員長　中川　俊紀
[redacted]
（長崎県長崎市水の浦町１－１　TEL095-828-7403）

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

１　特定最低賃金改定の件名
　長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業

２　申出の理由等
　長崎県内の船舶製造・修理業，舶用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造・修理業，舶用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている。

３　申出の時期
　令和３年７月上旬

長崎労働局
3. 2. -1
受付

資料番号 6

長崎県の最低賃金

長崎県最低賃金	1時間 **793円** 効力発生日 令和２年10月３日	長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額（1時間） 効力発生日	適用範囲等
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	**875円** 令和元年12月７日 令和2年度の改正はありませんでした。	1 適用範囲 (1) はん用機械器具製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） (2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。） 2 適用除外（下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。） ① 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ② 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③ 書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	**837円** 令和２年12月20日	1 適用範囲 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。） (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。） (3) 情報通信機械器具製造業 2 適用除外（下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。） ① 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ② 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業，舶用機関製造業	**875円** 令和元年11月29日 令和2年度の改正はありませんでした。	1 適用範囲 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 2 適用除外（下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。） 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外（3業種共通）	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後６か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

※1 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理，補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫？
最低賃金特設サイト
http://www.saiteichingin.info/

最低賃金に関するお問い合わせは
厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033
または最寄りの労働基準監督署へ

資料番号 7

「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ ＋ 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

概 要

※令和３年２月１日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 ４／５（※2） 生産性要件を満たした場合は ９／１０（※1） 【事業場内最低賃金900円以上】 ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５（※1）
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	100万円		

（※１）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※２）対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年１月現在）
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出 → 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある**「働き方改革推進支援センター」**に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
  詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０ 【事業場内最低賃金900円以上】 ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５
	２～３人	３０万円		
	４～６人	５０万円		
	７人以上	７０万円		
30円コース	１人	３０万円		
	２～３人	５０万円		
	４～６人	７０万円		
	７人以上	１００万円		
60円コース	１人	６０万円		
	２～３人	９０万円		
	４～６人	１５０万円		
	７人以上	２３０万円		
90円コース	１人	９０万円		
	２～３人	１５０万円		
	４～６人	２７０万円		
	７人以上	４５０万円		

（※）上記コースは、令和３年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

厚生労働省

（R3.2.1）

資料番号 8

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申（要旨公示）	15日 →	異議申出締切	1営業日 →	官総持込	7営業日 →	官報公示	30日 →	発効
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日（木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申（要旨公示）	15日 →	異議申出締切	1営業日 →	官総持込	7営業日 →	官報公示	30日 →	発効
9月14日（火）		9月29日（水）		9月30日（木）		10月11日（月）		11月10日（水）
9月15日（水）		9月30日（木）		10月1日（金）		10月12日（火）		11月11日（木）
9月16日（木）		10月1日（金）		10月4日（月）		10月13日（水）		11月12日（金）
9月17日（金）		10月4日（月）		10月5日（火）		10月14日（木）		11月13日（土）
9月18日（土）		10月4日（月）		10月5日（火）		10月14日（木）		11月13日（土）
9月19日（日）		10月4日（月）		10月5日（火）		10月14日（木）		11月13日（土）
9月20日（月）		10月5日（火）		10月6日（水）		10月15日（金）		11月14日（日）
9月21日（火）		10月6日（水）		10月7日（木）		10月18日（月）		11月17日（水）
9月22日（水）		10月7日（木）		10月8日（金）		10月19日（火）		11月18日（木）
9月23日（木）		10月8日（金）		10月11日（月）		10月20日（水）		11月19日（金）
9月24日（金）		10月11日（月）		10月12日（火）		10月21日（木）		11月20日（土）
9月25日（土）		10月11日（月）		10月12日（火）		10月21日（木）		11月20日（土）
9月26日（日）		10月11日（月）		10月12日（火）		10月21日（木）		11月20日（土）
9月27日（月）		10月12日（火）		10月13日（水）		10月22日（金）		11月21日（日）
9月28日（火）		10月13日（水）		10月14日（木）		10月25日（月）		11月24日（水）
9月29日（水）		10月14日（木）		10月15日（金）		10月26日（火）		11月25日（木）
9月30日（木）		10月15日（金）		10月18日（月）		10月27日（水）		11月26日（金）
10月1日（金）		10月18日（月）		10月19日（火）		10月28日（木）		11月27日（土）
10月2日（土）		10月18日（月）		10月19日（火）		10月28日（木）		11月27日（土）
10月3日（日）		10月18日（月）		10月19日（火）		10月28日（木）		11月27日（土）
10月4日（月）		10月19日（火）		10月20日（水）		10月29日（金）		11月28日（日）
10月5日（火）		10月20日（水）		10月21日（木）		11月1日（月）		12月1日（水）
10月6日（水）		10月21日（木）		10月22日（金）		11月2日（火）		12月2日（木）
10月7日（木）		10月22日（金）		10月25日（月）		11月4日（木）		12月4日（土）
10月8日（金）		10月25日（月）		10月26日（火）		11月5日（金）		12月5日（日）
10月9日（土）		10月25日（月）		10月26日（火）		11月5日（金）		12月5日（日）
10月10日（日）		10月25日（月）		10月26日（火）		11月5日（金）		12月5日（日）
10月11日（月）		10月26日（火）		10月27日（水）		11月8日（月）		12月8日（水）
10月12日（火）		10月27日（水）		10月28日（木）		11月9日（火）		12月9日（木）
10月13日（水）		10月28日（木）		10月29日（金）		11月10日（水）		12月10日（金）
10月14日（木）		10月29日（金）		11月1日（月）		11月11日（木）		12月11日（土）
10月15日（金）		11月1日（月）		11月2日（火）		11月12日（金）		12月12日（日）
10月16日（土）		11月1日（月）		11月2日（火）		11月12日（金）		12月12日（日）
10月17日（日）		11月1日（月）		11月2日（火）		11月12日（金）		12月12日（日）
10月18日（月）		11月2日（火）		11月4日（木）		11月15日（月）		12月15日（水）
10月19日（火）		11月4日（木）		11月5日（金）		11月16日（火）		12月16日（木）
10月20日（水）		11月4日（木）		11月5日（金）		11月16日（火）		12月16日（木）
10月21日（木）		11月5日（金）		11月8日（月）		11月17日（水）		12月17日（金）
10月22日（金）		11月8日（月）		11月9日（火）		11月18日（木）		12月18日（土）
10月23日（土）		11月8日（月）		11月9日（火）		11月18日（木）		12月18日（土）
10月24日（日）		11月8日（月）		11月9日（火）		11月18日（木）		12月18日（土）
10月25日（月）		11月9日（火）		11月10日（水）		11月19日（金）		12月19日（日）
10月26日（火）		11月10日（水）		11月11日（木）		11月22日（月）		12月22日（水）
10月27日（水）		11月11日（木）		11月12日（金）		11月24日（水）		12月24日（金）

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申（要旨公示）	15日 →	異議申出締切	3営業日 →	官総持込	7営業日 →	官報公示	30日 →	発効
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

資料番号 9

令和２年度審議会日程等（実績）について

公益委員会　令和２年５月11日（月）文書協議

・審議会の運営（運営小委員会）について
・審議会の開催日程等について
・長崎県最低賃金の改正諮問について
・公益委員の役割分担について

本　審（事業場視察）令和２年６月

※　中止

本　審　第１回　令和２年７月３日（金）13：30～14：05

・長崎県最低賃金の改正諮問について
・専門部会の設置等について
・参考人の意見聴取について
・審議日程等について

※　専門部会委員推薦公示、関係労使意見聴取公示（7/3～7/20）

本　審　第２回　令和２年８月３日（月）９：26～10：29

・参考人の意見聴取について
・中央最低賃金審議会の目安答申について（目安伝達）
・専門部会委員の任命及び今後の審議日程について
・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

専門部会　第１回　令和２年８月３日（月）10：36～11：49

・部会長、部会長代理の選出
・長崎県最低賃金専門部会運営規程について
・長崎県最低賃金基礎調査結果等について
・長崎県最低賃金の改正について

※　労使各委員から基本的な考え方及び金額提示

専門部会　第２回　令和２年８月５日（水）９：23～11：15

・長崎県最低賃金の改正について

※　労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議

専門部会　第３回　令和２年８月７日（金）９：26～10：20

・長崎県最低賃金の改正について

※　労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議、採決

本　審　第３回　令和２年８月７日（金）10：30～10：48

・長崎県最低賃金専門部会報告
・長崎県最低賃金の改正について（答申）

※　異議申出に関する公示（8/7～8/24）

本　審　第４回　令和２年８月25日（火）９：52～10：22

・最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問・答申）

本　審　第5回　令和2年9月3日（木）9：50～11：15 ・特定最賃改正に係る参考人意見聴取について ・特定最賃改正の必要性の有無について（答申） ・特定最賃の改正決定について（諮問） ※　専門部会委員推薦公示・関係労使意見聴取公示（9/3～9/17）
電子部品専門部会　第1回　令和2年9月29日（火）9：51～11：25 ・部会長、部会長代理の選出について ・特定最低賃金専門部会運営規程等について ・電子部品等製造業最低賃金の改正について
電子部品専門部会　第2回　令和2年10月13日（火）13：23～15：17 ・電子部品等製造業最低賃金の改正について
電子部品専門部会　第3回　令和2年10月22日（木）9：54～11：00 ・電子部品等製造業最低賃金の改正について
本　審　第6回　令和3年3月4日（木） ・電子部品等製造業最低賃金の改正に係る専門部会報告及び答申について ・特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について